

別表（第4条および第5条関係）

(1) 給付

品目	性能等	対象者	耐用年数	給付等基準額
特殊寝台 (介護優先)	腕、脚等の訓練できる器具を附帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能の障がい2級以上の者。 寝たきりの状態にある難病患者等。	8年	154,000円
特殊マット (介護優先)	褥瘡 ^{そくそう} の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能の障がい1級の身体障がい者で常時介護を要する者に限る。 下肢又は体幹機能の障がい2級以上の身体障がい児で原則として3歳以上の者に限る。 療育手帳Aの知的障がい児および知的障がい者で原則として3歳以上の者に限る。 寝たきりの状態にある難病患者等で、原則として3歳以上の者に限る。	5年	19,600円
特殊尿器 (介護優先)	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能の障がい1級の身体障がい者で常時介護を要する者に限る。 下肢又は体幹機能の障がいの身体障がい児で原則として学齢児以上の者に限る。 自力で排尿できない難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	5年	67,000円
入浴担架	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能の障がい2級以上の身体障がい児および身体障がい者（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）で原則として3歳以上の者に限る。	5年	82,400円
体位変換器 (介護優先)	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能の障がい2級以上の身体障がい児および身体障がい者（下着の交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）で原則として学齢児以上の者に限る。 寝たきりの状態にある難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	5年	15,000円
移動用リフト (介護優先)	介助者が障がい者を移動させるに当たって容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹機能の障がい2級以上の身体障がい児および身体障がい者であって、原則として3歳以上の者に限る。 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、原則として3歳以上の者に限る。	4年	159,000円

訓練いす	原則として附属のテーブルを付けるもの	下肢又は体幹機能の障がい2級以上の身体障がい児で原則として3歳以上の者に限る。	5年	33,100円
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能の障がい2級以上の身体障がい児で原則として学齢児以上の者に限る。 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	8年	159,200円
入浴補助用具 (介護優先)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもので、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能の障がいを有する身体障がい児および身体障がい者であって、入浴に介助を必要とする者。原則として3歳以上の者に限る。 入浴に介助を必要とする難病患者等で、原則として3歳以上の者に限る。	8年	90,000円
便器 (介護優先)	手すり付きのもので障がい者が容易に使用し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹機能の障がい2級以上の身体障がい児および身体障がい者で、原則として学齢児以上の者に限る。 常時介護を必要とする難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	8年	4,450円
歩行用補助つえ	十分な強度を有するT字状又は棒状のもの（松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチおよび多点杖を除く。）	肢体不自由又は内部障害を有する身体障がい児および身体障がい者	3年	木製
				2,310円
				軽金属
				3,150円
歩行支援用具 (介護優先)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1)障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたもので必要な強度および安定性を有するもの (2)転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	平衡機能、下肢又は体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障がい児および身体障がい者。原則として3歳以上の者に限る。 下肢が不自由な難病患者等で、原則として3歳以上の者に限る。	8年	60,000円
頭部保護帽	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	肢体不自由者等でてんかんの発作等により頻繁に転倒する身体障がい児および身体障がい者ならびに精神障害者保健福祉手帳1級の精神障がい者 療育手帳Aの知的障がい児および知的障がい者	3年	スポンジ・革製
				15,656円
				スポンジ・革・プラスチック製
				37,852円

		既製品は、当該基準額の80%の額とする。		
特殊便器 (介護優先)	足踏ペダルで温水温風を出すことができるものおよび介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	上肢障害2級以上の身体障がい児および身体障がい者ならびに療育手帳Aの知的障がい児および知的障がい者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者（身体障がい児は原則として学齢児以上の者に限る。） 上肢機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	8年	151,200円
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	火災発生の感知および避難が著しく困難な身体障害者手帳2級以上、療育手帳Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者であって、持ち家を原則とし、当該障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。	8年	15,500円
自動消火器	室内温度の異常な上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	火災発生の感知および避難が著しく困難な身体障害者手帳2級以上、療育手帳Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者であって、持ち家を原則とし、当該障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等であって、持ち家を原則とし、難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	8年	28,700円
電磁調理器	障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい者であって、当該障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。 療育手帳Aの知的障がい者	6年	41,000円
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい児および身体障がい者であって、原則として学齢児以上の者に限る。	10年	7,000円
聴覚障害者用 屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計および聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	聴覚障害2級以上の身体障がい者であって、当該障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者で、日常生活上必要と認められるもの	5年	聴覚障害者用屋内信号装置 87,400円 サウンドマスター 36,100円 目覚まし時計 15,300円 聴覚障害者用屋内信号灯 17,800円
透析液加温器	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う身体障がい者又は腎臓機能障害3級以上で原則として3	5年	51,500円

		歳以上の身体障がい児		
ネブライザー	障がい者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上の者又は医師の意見書により呼吸器機能障害3級以上と同程度であると認められる者であって、必要と認められる身体障がい児および身体障がい者（原則として学齢児以上の者に限る。） 呼吸器機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	5年	36,000円
電気式たん吸引器	障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上の者又は医師の意見書により呼吸器機能障害3級以上と同程度であると認められる者であって、必要と認められる身体障がい児および身体障がい者（原則として学齢児以上の者に限る。） 呼吸器機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	5年	56,400円
足踏み式たん吸引器	障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上の者又は医師の意見書により呼吸器機能障害3級以上と同程度であると認められる者であって、必要と認められる身体障がい児および身体障がい者（原則として学齢児以上の者に限る。） 呼吸器機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	5年	30,000円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	人工呼吸器の装着が必要な呼吸器機能障害3級以上の者又は人工呼吸器の装着が必要な難病患者等。	5年	157,500円
酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者	10年	17,000円
盲人用体温計（音声式）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）、単身の身体障がい児および学齢児以上の身体障がい児	5年	9,000円
盲人用体重計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）、単身の身体障がい児および学齢児以上の身体障がい児	5年	18,000円
人工鼻（喉頭摘出者用）	永久気管孔に装着するカセットおよび取付け用のシール（装着用アクセサリを含む月額とする。）	音声機能障害を有する身体障がい児および身体障がい者であって、無喉頭の者	1月	23,760円

	とし、吸気を加湿、加温および防じんする機能をもつもの			
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	音声機能もしくは言語機能に障がいをもつ者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障がいをもつ者とする原則として学齢児以上の身体障がい児および身体障がい者	5年	98,800円
情報・通信支援用具	パソコンを操作する際にその障がいがあるために必要となる当該周辺機器およびアプリケーションソフト等のうち、障がい者向けに開発されたもの	上肢又は視覚の障がい2級以上の身体障がい児および身体障がい者であつて、パソコンの使用により社会参加が認められ、当該用具を使用しなければパソコンの操作が困難な者(社会状況等を勘案し、必要と認められる者に限る。)	6年	100,000円
点字ディスプレイ	文字等のコンピューター画面情報を点字等により示すことができるもの	視覚障がい者(原則として視覚障害2級以上の重度身体障がい者に限る。)が必要と認められる者	6年	383,500円
点字器(標準型)	32マス18行の両面書のもの	視覚障がい児および視覚障がい者	7年	真鍮板製 10,712円
				プラスチック製 6,798円
点字器(携帯用)	32マス4行片面書のもの	視覚障がい児および視覚障がい者	5年	アルミニウム製 7,416円
	32マス12行の片面書のもの	視覚障がい児および視覚障がい者	5年	プラスチック製 1,699円
点字タイプライター	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい児および身体障がい者(本人が就労もしくは就学をしている者又は就労が見込まれる者に限る。)	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式による録音および当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障がい者が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい児および身体障がい者(原則として学齢児以上の者に限る。)	6年	録音再生機 85,000円
				再生専用機 35,000円
視覚障害者用	文字情報を読み取り、音	視覚障害2級以上の身体障がい児お	10年	99,800円

活字文書読上装置	声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	よび身体障がい者（原則として学齢児以上の者に限る。）		
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたい印刷物等の上に置くことで、容易に拡大された文字、画像等をモニターに映し出せるもの	視覚障害を有する身体障がい児および身体障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢児以上の者。）	8年	198,000円
盲人用時計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい者音声時計にあつては、原則として手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る。	10年	触読式 10,300円
				音声式 13,300円
聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	聴覚障害を有する身体障がい児および身体障がい者又は発声もしくは発語に著しい障がいをもつる身体障がい児および身体障がい者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上の者に限る。）	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	字幕および手話通訳付きの聴覚障害者用番組ならびにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	聴覚障がい児および聴覚障がい者であつて、当該装置によりテレビの視聴が可能となる者	6年	88,900円
人工喉頭（笛式）	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	音声機能障害を有する身体障がい児および身体障がい者	4年	5,150円
人工喉頭（電動式）	顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池および充電器を含む。）	音声機能障害を有する身体障がい児および身体障がい者であつて、無喉頭の者	5年	72,203円
点字図書	点字により作成された図書のうち、月刊又は週刊で発行される雑誌を除くもの（年間6タイトル24巻を限度とし、辞書等一括で購入すべきものを除く。）	主に、情報の入手を点字によつてい る視覚障がい児および視覚障がい者	無し	—

ストーマ装具 (消化器系)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であって、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(1箇所当たりの皮膚保護剤および袋を皮膚に密着させるものを含む月額とする。)	直腸機能障害を有する者であって腸管ストーマを造設した身体障がい児および身体障がい者	1月	9,460円
ストーマ装具 (尿路系)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付であって、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(1箇所当たりの皮膚保護剤および袋を皮膚に密着させるものを含む。)	ぼうこう機能障害を有する者であって尿路変向ストーマを造設した身体障がい児および身体障がい者	1月	12,430円
紙おむつ等	紙おむつ、脱脂綿、サラン、ガーゼおよび洗腸装具	以下のいずれかの要件を満たす者で3歳以上の身体障がい児および身体障がい者 1 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の著しいびらん又はストーマの変形によりストーマ用装具を装着できない者 2 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 3 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 4 脳原性運動機能障害(出生から概ね3歳未満で発症した非進行性の脳病変による。)により排尿又は排便の意思表示が困難な者(自力での排せつ又は介助による定時排せつが困難な者に限る。)	1月	13,200円
収尿器 (男性用)	採尿器とストーマ装具(尿路系)で構成され、尿の逆流防止装置がついたもので、ラテックス製又はゴム製のもの	肢体不自由等で ^{せき} 脊髄損傷等により排尿機能障害(特に常時失禁のある場合等に限る。)のある身体障がい児および身体障がい者	1年	普通型 7,931円
				簡易型 5,871円
収尿器 (女性用)	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの(普通型)又はポリエチレン製(20枚1組)の採尿袋導尿ゴム管	肢体不自由等で ^{せき} 脊髄損傷等により排尿機能障害(特に常時失禁のある場合等に限る。)のある身体障がい児および身体障がい者	1年	普通型 8,755円
				簡易型

	付きのもの（簡易型）			6,077円
居宅生活動作 補助用具 （介護優先）	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	下肢もしくは体幹機能の障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上で障害等級3級以上の身体障がい児および身体障がい者（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者で学齢児以上のものに限る。） 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、学齢児以上の者に限る。	—	200,000円

備考1 乳幼児期以前（出生からおおむね3歳未満）の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、この表の上肢、下肢又は体幹機能の障がいに準じて取り扱うものとする。

備考2 次の各号に掲げる日常生活用具の給付を受けたときは、この表の額に当該各号に定める額を加算する。

- (1) 夜光材付きつえ 430円
- (2) 全面夜光材付きつえ 1,260円
- (3) 外装に白色又は黄色ラッカーを使用したつえ 273円
- (4) 気管カニューレ付き人工喉（こう）頭（笛式） 3,193円

(2)貸与

種目	性能等	対象者	給付等基準額
福祉電話	障がい者が容易に使用し得るもの	難聴者又は外出が困難な原則として2級以上の身体障がい者であって、コミュニケーション、緊急連絡時の手段として必要性があると認められる者およびファクシミリの貸与を受けていない者（障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	—